

## 第1章 総則

(名称)

第1条 当法人は、一般社団法人介護離職防止対策促進機構と称する。

(主たる事務所)

第2条 当法人は、主たる事務所を東京都渋谷区に置く。

(目的)

第3条 当法人は、企業と個人に向けた介護離職防止の啓発と、介護離職防止及び仕事と介護の両立ノウハウを広く発信していくための活動を行うことを目的とし、その目的に資するため、次の事業を行う。

- (1) 国家機関・地方自治体・公共団体・企業等からの受託事業
- (2) 研修・講演会等の企画、運営及び開催事業
- (3) 相談・援助事業
- (4) 評価基準作成、制定、運営、管理及び啓発事業
- (5) 教育、コンサルティング事業
- (6) 人材育成事業
- (7) 各種調査研究、情報収集及び情報提供事業
- (8) 各種イベント企画、運営、開催事業
- (9) 各種交流の場づくりの企画、運営及び支援、ネットワーク構築支援事業
- (10) 映像及び出版物等の企画、取材、執筆、編集及び制作、発行、販売等の普及啓発事業
- (11) 前各号に付帯又は関連する一切の業務
- (12) その他、当法の目的を達成するために必要な事業

(公告の方法)

第4条 当法人の公告は、当法人の主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法により行う。

## 第2章 社員

(入社)

第5条 当法人の目的に賛同し、入社した者を社員とする。

2 社員となるには、当法人所定の様式による申込みを行い代表理事の承認を得るものとする。

(経費等の負担)

第6条 社員は、社員総会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

(退社)

第7条 社員は、いつでも退社することができる。ただし、1か月以上前に当法人に対して予告をするものとする。

(除名)

第8条 当法人の社員が、当法人の名誉を毀損し、若しくは当法人の目的に反する行為をし、又は社員としての義務に違反するなど除名すべき正当な事由があるときは、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「一般法人法」という。）第49条第2項に定める社員総会の決議によりその社員を除名することができる。

(社員の資格喪失)

第9条 社員が次の各号のいずれかに該当する場合には、その資格を喪失する。

- (1) 退社したとき。
- (2) 成年被後見人又は被保佐人になったとき。
- (3) 死亡し、若しくは失踪宣告を受け、又は解散したとき。
- (4) 3年以上会費を滞納したとき。
- (5) 除名されたとき。
- (6) 総社員の同意があったとき。

(社員名簿)

第10条 当法人は、社員の氏名又は名称及び住所を記載した社員名簿を作成する。

### 第3章 社員総会

(社員総会)

第11条 当法人の社員総会は、定時社員総会及び臨時社員総会とし、定時社員総会は、毎事業年度の終了後3か月以内に開催し、臨時社員総会は、必要に応じて開催する。

(開催地)

第12条

社員総会は、主たる事務所の所在地、又は理事の過半数をもって決定した場所において開催する。

(招集)

第13条 社員総会の招集は、理事が過半数をもって決定し、代表理事が招集する。

2 社員総会の招集通知は、会日より5日前までに各社員に対して発する。

(決議の方法)

第14条 社員総会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、総社員の議決権の過半数を有する社員が出席し、出席した当該社員の議決権の過半数をもって行う。

(議決権)

第15条 社員は、各1個の議決権を有する。

(議長)

第16条 社員総会の議長は、代表理事がこれに当たる。代表理事に事故があるときは、当該社員総会において議長を選出する。

(議事録)

第17条 社員総会の議事については、法令の定めるところにより議事録を作成し、社員総会の日から10年間主たる事務所に備え置く。

## 第4章 役員

(役員)

第18条 当法人に、次の役員を置く。

(1)理事 2名以上10名以内

(選任)

第19条 理事は、社員総会の決議によって社員の中から選任する。ただし、必要があるときは、社員以外の者から選任することを妨げない。

(任期)

第20条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとし、再任を妨げない。

2 補欠として選任された理事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。

3 理事は、辞任又は任期の満了後において、定員を欠くに至った場合には、新たに選任された者が就任するまでは、その職務を行う権利義務を有する。

(代表理事の選定及び職務権限)

第21条 当法人は、代表理事1名を置き、理事の互選により定める。

2 代表理事は、当法人を代表し、その業務を統括する。

(役員報酬等)

第22条 役員報酬、賞与その他の職務執行の対価として当法人から受ける財産上の利益は、社員総会の決議をもって定める。

(取引の制限)

第23条 理事は、次に掲げる取引をしようとする場合には、社員総会において、その取引について重要な事実を開示し、その承認を受けなければならない。

(1) 自己又は第三者のためにする当法人の事業の部類に属する取引

(2) 自己又は第三者のためにする当法人との取引

(3) 当法人がその理事の債務を保証することその他その理事以外の者との間における当法人とその理事との利益が相反する取引

2 前項の取引をした理事は、その取引後、遅滞なく、その取引についての重要な事実を社員総会に報告しなければならない。

(責任の一部免除又は限定)

第24条 当法人は、一般法人法第111条第1項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、社員総会の特別決議によって、賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として免除することができる。

## 第5章 基金

(基金の拠出)

第25条 当法人は、社員又は第三者に対し、一般法人法第131条に規定する基金の拠出を求めることができるものとする。

(基金の募集等)

第26条 基金の募集、割当て及び払込み等の手続については、理事が決定するものとする。

(基金の拠出者の権利)

第27条 拠出された基金は、基金拠出者と合意した期日までは返還しない。

(基金の返還の手続)

第28条 基金の拠出者に対する返還は、返還する基金の総額について定時社員総会における決議を経た後、理事が決定したところに従って行う。

## 第6章 計算

(事業年度)

第29条 当法人の事業年度は、毎年1月1日に始まり、同年12月31日に終わる。

## 第7章 附則

(最初の事業年度)

第30条 当法人の最初の事業年度は、当法人成立の日から平成28年12月31日までとする。

(設立時の役員等)

第31条 当法人の設立時の理事及び代表理事は、次のとおりである。

設立時理事 和氣美枝

設立時理事 三谷泰文

設立時理事 竹下康平

設立時理事 飯野三紀子

設立時理事 柳澤健一

設立時代表理事 和氣美枝

(設立時社員の氏名及び住所)

第32条 当法人の設立時社員の氏名及び住所は、次のとおりである。

設立時社員 和氣美枝

住 所

設立時社員 三谷泰文

住 所

設立時社員 竹下康平

住 所

設立時社員 飯野三紀子

住 所

設立時社員 柳澤健一

住 所

(法令の準拠)

第33条 この定款に定めのない事項は、すべて一般法人法その他の法令に従うものとする。

以上、一般社団法人介護離職防止対策促進機構設立のため、この定款を作成し、設立時社員が次に記名押印する。

平成28年1月8日

設立時社員 和氣美枝

設立時社員 三谷泰文

設立時社員 竹下康平

設立時社員 飯野三紀子

設立時社員 柳澤健一

捨印